

## 土壌汚染状況調査

Q14

土壌汚染状況調査とはどのような調査ですか？

土壌汚染状況調査は、調査対象地に要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定される要件が存在するか否かについて確認するもので、施行規則で調査方法が規定されています。

はじめに地歴調査を実施します。地歴調査は、資料調査、聴取調査及び現地調査によって特定有害物質の取扱い状況をはじめとする土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手・把握し、把握した情報に基づいて試料採取等の対象となる特定有害物質の種類特定及び汚染のおそれの区分を行うものであり、フェーズⅠレベルの調査に位置づけられます。地歴調査は、試料採取を行う地点数や土壌分析を行う項目を左右する重要な調査ステップであり、地歴調査が不十分であった場合、不適切な調査の実施や土壌汚染の見逃しに直結します。

地歴調査に続いて土壌試料等の採取・分析によって、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準への適合状況を確認します。この調査ステップを試料採取等といいます。試料採取等では土壌汚染の3次元分布までは把握しないため概ねフェーズⅡレベルの調査のうちの概況調査に位置づけられます。試料採取等の方法は、地歴調査において認められた土壌汚染のおそれの種類によって異なります(表14-1参照)。試料採取等の方法のうち自然由来の土壌汚染地における調査の特例及び水面埋立て用材料由来の土壌汚染地における調査の特例は2011(平成23)年7月に施行規則が改正された際に新設された方法です。

なお、土地所有者等の意思によって、地歴調査から試料採取等までの調査の過程の全部又は一部を省略することができますが、掘削除去等を実施しても区域の指定が解除されない等の制約があるので注意して下さい。

表14-1 土壌汚染状況調査における試料採取等の方法

| 調査の種類別      |                | 通常の土壌汚染状況調査   |  | 自然由来の土壌汚染地における調査の特例  | 水面埋立て由来の土壌汚染地における調査の特例  |
|-------------|----------------|---|--|--|---|
| 適用条件        |                | 右のふたつに該当しないもの<br>(水面埋立て由来以外の人為的原因による土壌汚染のおそれ)   |  | 地歴調査の結果、自然由来の土壌汚染のおそれが認められる場合  | 公有水面埋立法の埋立地であり、地歴調査の結果、造成時の水面埋立て用材料由来の土壌汚染のおそれが認められる場合  |
| 特定有害物質の種類   |                | 第一種特定有害物質   | 第二種特定有害物質<br>第三種特定有害物質   | 第二種特定有害物質  | 第一種特定有害物質<br>第二種特定有害物質<br>第三種特定有害物質   |
| 調査方法        |                | 土壌ガス調査<br>↓<br>ボーリング調査(土壌溶出量)   | 土壌溶出量調査(第二種・第三種)<br>土壌含有量調査(第二種のみ)   | ボーリング調査<br>(土壌溶出量・土壌含有量)   | ボーリング調査<br>(第一種・第三種・土壌溶出量)<br>第二種・土壌溶出量・土壌含有量   |
| 試料採取等の考え方   | 調査対象地全体        | -   | -  | 最も離れた単位区画を含む30m格子の中心<br>2地点(900m格子ごと)  | 30m格子ごとに5地点均等混合<br>(第一種のみ1地点)   |
|             | 汚染のおそれが比較的多い土地 | 単位区画ごとに1地点  | 単位区画ごとに1地点   | -  | -   |
|             | 汚染のおそれが少ない土地   | 30m格子ごとに1地点   | 30m格子ごとに5地点均等混合  | -  | -   |
|             | 汚染のおそれがない土地    | 原則必要なし  | 必要なし   | -  | -   |
| 汚染状況を評価する単位 |                | 単位区画ごと  | 単位区画ごと   | 調査対象地全体又は30m格子ごと   | 30m格子ごと   |
| 備考          |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位が高い場合は、土壌ガス調査を行わず地下水を採取・分析する。</li> <li>土壌ガス調査を省略してボーリング調査ができる。</li> <li>汚染のおそれが少ない土地を含む30m格子の中心が汚染のおそれがない土地のみからなる場合は例外的に試料採取等を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>汚染のおそれが生じた場所の位置(深さ)ごとに試料採取を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然由来の土壌汚染のおそれがある地層が明らかな場合はその深度のみ調査を行う。明らかでない場合は10mまでの土壌について調査を行う。</li> <li>最も離れた単位区画を含む30m格子以外の30m格子についても追加で調査できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>10mまでの土壌について深度ごとに5地点均等混合を行い、分析用試料とする。ただし、第一種特定有害物質については中心の単位区画の土壌を分析用試料とする。</li> </ul> |